

わか やま  
若 山 川 水 系

河川整備基本方針

平成 20 年 5 月

石 川 県

# 目 次

## 第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- 1.1 流域及び河川の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 1.2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針・・・・・・・・・・2

## 第2章 河川の整備の基本となるべき事項

- 2.1 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項・・・・4
- 2.2 主要な地点における計画高水流量に関する事項・・・・・・・・・・4
- 2.3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する  
事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2.4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に  
関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

## 第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### 1.1 流域及び河川の概要

若山川は、その源を輪島市と珠洲市の境にある標高約470mから約310m程度の山地に発し、鈴内川などの支川を合流し、珠洲市の中心部を流れ、日本海に注ぐ流域面積約52.0km<sup>2</sup>、幹川流路延長約17.4kmの二級河川である。

その流域は、珠洲市に位置し、美しい自然景観や、奥能登丘陵の森林や珪藻土といった自然資源、「燈籠山まつり」、「あえのこと」といった伝統的祭事など、豊かな自然や地域固有の伝統・文化を有している。

流域の地形については、流域のほとんどが山地及び丘陵地で占められ東西方向に広がっている。上流部は南に奥能登地方を代表する宝立山（標高471m）、北に鞍坪岳等の山々に囲まれ、中流部は能登丘陵地の一部である標高100～200m程度の丘陵地に囲まれ、下流部の平地部へと続いている。

地質については、上流部から中流部の河川沿いは泥岩、山間部は凝灰岩質岩石により形成されている。また、中流部から河口部までの河川沿いは礫・砂・泥、山間部は泥岩により形成されている。

若山川の上流部には、珠洲市が管理する利水用の若山ダムが存在し、ダム周辺にはスギ、ヒノキ、コナラ等の植生が繁茂しており、県内では個体数が減少しているオシドリ（準絶滅危惧※）が生息している。若山ダムより下流は、河道の兩岸をケヤキ等の植生に囲まれた狭い地域を溪流として下り、山際に点在する集落を抜け水田地帯へと流れている。河道には瀬や淵、砂州が見られ、ヤマメ、カジカ等の魚類が生息し、ツルヨシ、ナルコスゲ等が群落を形成している。

中流部は、スギ・ヒノキの植林を主体とした丘陵地の間を河川が蛇行しながら流下しており、河川に沿って水田が広がり集落が点在する里山の風景を呈している。河道には瀬や淵、砂州が点在し、アユ、オイカワ、ウグイ、トウヨシノボリ等の魚類が生息し、ツグミ、ウグイス、セキレイ等の鳥類が見られ、水辺にはネコヤナギ、ツルヨシ等が群落を形成している。

下流部は、支川鈴内川を合流した後、田園地帯を緩やかに流れ、河口近くで発達した珠洲市の中心市街地を貫流して日本海へと注いでいる。河床勾配は緩やかで、河口から約1.2km付近までが感潮区間となっており、アユ、オイカワやハゼ等の淡水魚の他、海水魚であるスズキ等の魚類が生息している。昭和橋

※「いしかわレッドデータブック」の分類による。

下流の右岸側には砂州が形成され、ヨシ、ヒメガマ等の群落が繁茂しており、サギ類、カモ類やイソシギ（準絶滅危惧※）等、多くの種類の鳥類が見られる。

河川の水質は、昭和 50 年度に若山川の<sup>ひろくり</sup>広栗橋より下流が環境基準 B 類型（BOD3mg/ℓ 以下）に、広栗橋より上流が環境基準 A 類型（BOD2mg/ℓ 以下）に指定されている。平成 8 年度から平成 17 年度までの過去 10 年間の BOD75% 値は、<sup>こまひ</sup>古摩比橋で 0.5mg/ℓ ～1.4mg/ℓ、<sup>あづま</sup>吾妻橋で 0.8mg/ℓ ～1.5mg/ℓ と全ての年で環境基準を満たしている。

気候は日本海側式気候であり、降水量は梅雨期及び台風期に多く、珠洲地域気象観測所の年間降水量は約 2,000mm である。

流域における過去の水害としては、昭和 43 年 8 月の台風 10 号により若山川の堤防が決壊し、沿川の市街地が甚大な被害を被った。近年でも昭和 60 年 7 月、平成元年 6 月、平成 11 年 8 月等たびたび浸水被害が生じている。

本水系の治水事業は、河口部から鈴内川合流点までの 2,900m の区間において昭和 53 年度から、拡幅、掘削等の改修工事を実施中である。

河川の利用については、下流部が市街地を貫流しているので高水敷や堤防は散策路として利用されている。また河川水は水道用水や水田等の農業用水等として広く利用されている。

## 1.2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、昭和 43 年 8 月に発生した浸水被害の状況、河川利用の現状及び河川環境の保全を考慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに河川の総合的な保全と利用を図る。

さらに、関連地域の社会、経済情勢の発展に即応するよう石川県新長期構想（改定）、石川県環境基本計画等との整合を図り、かつ土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設の機能の維持を十分に考慮するものとする。

災害の発生の防止又は軽減に関しては、珠洲市の沿川地域を概ね 50 年に 1 回発生する規模の雨による洪水から防御するため、河道の整備により洪水の安全な流下を図る。あわせて、洪水による被害を最小化するために災害情報伝達体制及び警戒避難体制の整備、関係機関との土地利用計画の調整等、総合的な治水対策、被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進するよう努める。

※「いしかわレッドデータブック」の分類による。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川水が水道用水や農業用水等として利用されている状況であるので、関係機関と協力して取水状況の把握などを行い、適正かつ合理的な水利用がなされるように努めるとともに、魚類が豊富に生息し、渡り鳥の休息場となっている本水系の特徴を維持するなど、良好な水環境の保全に努める。また、日常から流況及び魚類の生息状況、河川の汚濁状況の把握に努める。

水質については、今後も河川パトロールを行い河川の監視に努めるとともに、関係機関と連絡調整を図りながらその保全に努めることとする。また、流域住民が河川愛護活動に積極的に参加するよう広報活動に努める。さらに、突発的な水質汚濁に対しては、関係機関と協力してその原因を調査し対策を協議し、適切な対応を行っていく。

また、渇水時には、河川パトロールを強化するとともに、早い段階からその状況を渇水連絡会議などの場で関係者に説明し、利水者にさらに効率的な河川水の利用を促すなど、渇水被害の軽減や河川水の維持に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、瀬や淵等が存在し、アユ、ヤマメ、オイカワ、ウグイ等の魚類が生息するなど良好な環境であることや、河川空間が周辺の田園地帯と調和した郷土の美しい風景、風土を形成していることなどから、それらの河川環境の保全に努める。下流部の珠洲市中心市街地付近についても、珠洲市が持つ歴史・文化を踏まえ地域住民が川とふれあい、親しむことのできる水辺環境の保全に努める。

河川の維持管理に関しては、災害の発生を防止するための日常の点検や監視を行い、河川環境の整備と保全に配慮しながら必要に応じて堆積土砂の撤去や除草など適切な処置を講じる。また、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供することにより、流域住民が河川をより身近に感じ、河川愛護活動などにも積極的に参加するような住民参加による河川の維持管理を推進する。

## 第2章 河川の整備の基本となるべき事項

### 2.1 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

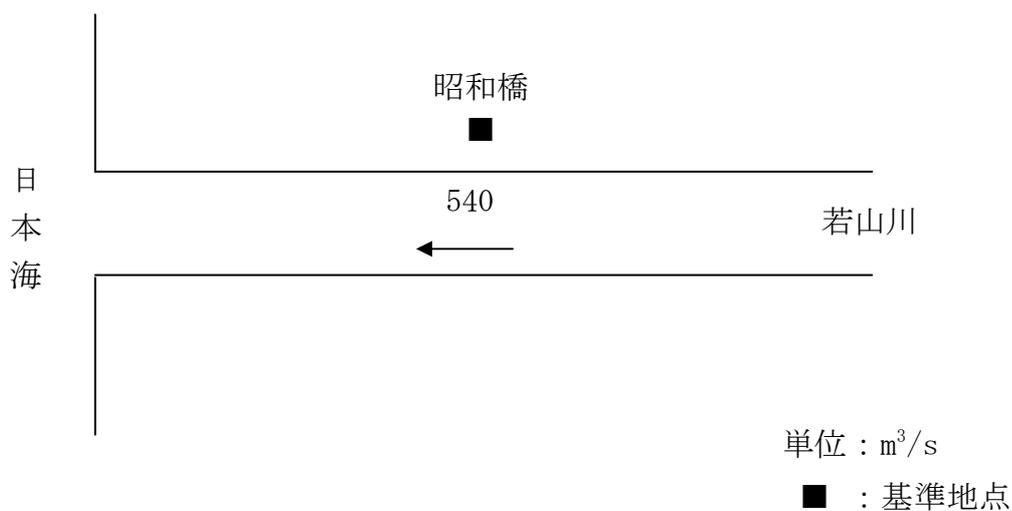
若山川水系における基本高水は、既往洪水、流域の重要性等を踏まえた結果、そのピーク流量を基準地点昭和橋において  $540\text{m}^3/\text{s}$  とする。

基本高水のピーク流量等の一覧表 (単位： $\text{m}^3/\text{s}$ )

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
若山川	昭和橋	540	—	540

### 2.2 主要な地点における計画高水流量に関する事項

若山川における計画高水流量は、昭和橋地点において  $540\text{m}^3/\text{s}$  とする。



計画高水流量配分図

### 2.3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)	摘要
若山川	昭和橋	0.4	+2.54	75	基準地点

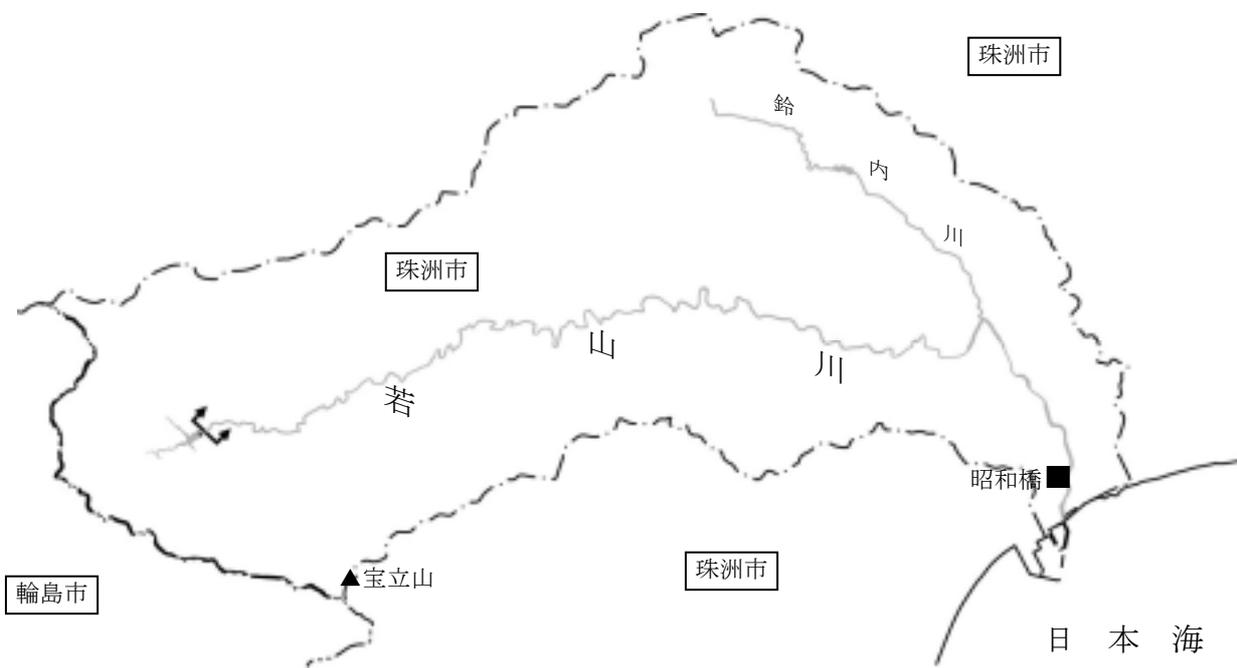
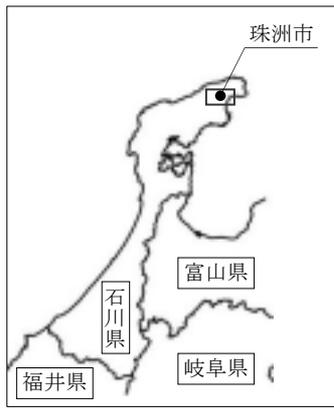
注1) T.P.:東京湾中等潮位

注2) 計画高水位は国土地理院の昭和44年平均成果を基準とした値

### 2.4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

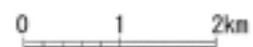
本水系の水利用としては、既得水利として農業用水約 0.784m<sup>3</sup>/s、水道用水 0.064m<sup>3</sup>/s 及び雑用水 0.0089 m<sup>3</sup>/s があるほか、慣行水利として灌漑面積約 11.7ha の農業用水がある。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後流況等河川の状況の把握を行い、農業用水の実態、動植物の生息・生育状況、流水の清潔の保持等の観点から調査検討を行ったうえで設定するものとする。



凡例

■	基準地点
---	流域界
---	市町界
↑↑	二級河川区域



若山川水系流域図（参考図）